

簡易な収入(所得)見込額の申立書
【家計急変者】

記入例

【1】収入の減少がコロナウイルス感染症の影響である場合✓を記入してください。
収入の減少がコロナウイルス感染症の影響ではない場合、本給付金の対象とはなりません。

【2】申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての方の状況を記入してください。

【3】この方が扶養する人数を(扶養控除等申告書等で届け出ている人数)を①欄に記入し、
【4】早見表から、その人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、
【5】その額を⑦欄に記入してください。
【6】年間収入見込額(⑥欄)と非課税相当収入限度額(⑦欄)を比較して、
⑥欄のほうが低ければ支給対象となります。
(うら面は記入不要)

【7】記入例②の場合、年間収入見込額(⑥欄)と非課税相当収入限度額(⑦欄)を比較して、⑥欄のほうが高いため、所得による申請が必要になります。

①「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」と一緒に提出ください。

① 下記にチェック(☑)してください。

☑ 私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	左欄の者が 扶養する者 の数	令和4年度住民税 課税状況	障害者控除等 の適用	収入の減少 のあった年 月	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12	非課税相当 収入限度額
						給与収入 【A】	事業収入 又は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1	〇〇 〇〇	1	☑課税 ☐非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和4年 4月	120,000 円	0 円	0 円	1,440,000 円	1,479,000 円
収入合計額 A+B+C=【D】						120,000 円				
2	〇〇 〇〇	0	☐課税 ☑非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和4年 月 月	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
収入合計額 A+B+C=【D】						0 円				
3	〇〇 〇〇	1	☐課税 ☑非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和4年 月 月	0 円	140,000 円	0 円	1,680,000 円	1,479,000 円
収入合計額 A+B+C=【D】						140,000 円				
4	〇〇 〇〇	1	☐課税 ☑非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和4年 月 月	0 円	140,000 円	0 円	1,680,000 円	1,479,000 円
収入合計額 A+B+C=【D】						140,000 円				
5	〇〇 〇〇	1	☐課税 ☑非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和4年 月 月	0 円	140,000 円	0 円	1,680,000 円	1,479,000 円
収入合計額 A+B+C=【D】						140,000 円				

※6人以上の世帯の場合は、本書を複数枚使用してください。

(記入上の注意)

- ①「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- ②「令和4年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
- ③「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ④「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和4年1月以降の任意の1か月の年月を記入してください。
- ⑤「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。

※令和4年度住民税確定後は、令和3年1月から12月の任意の1か月による申請はできません。令和4年度住民税非課税世帯のうち、本給付金の支給を受けていない世帯については、令和4年度住民税非課税世帯に対する給付として、令和4年6月1日時点で住民登録のある市町村から確認書等が送付されます。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

⑥「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。

⑦「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	970,000円
配偶者又は扶養親族(計1名)を 扶養している場合	1,479,000円
配偶者又は扶養親族(計2名)を 扶養している場合	1,899,999円
配偶者又は扶養親族(計3名)を 扶養している場合	2,355,999円
配偶者又は扶養親族(計4名)を 扶養している場合	2,815,999円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円

【4】

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

【8】表面⑥欄の年間収入見込額を転記してください。

【9】下表⑧から計算した控除額を記入してください。

【10】12か月相当の経費を記入してください。経費のわかる書類の写しを提出してください。

【11】下表⑩から計算した控除額を記入してください。

【12】年間所得見込額を計算してください。
年間所得見込額＝
⑥年間収入見込額－
⑧給与所得控除額＋
⑨事業収入等の経費＋
⑩公的年金等控除

【13】早見表から、表面①欄に記入した人数に対応する区分の非課税相当所得限度額を確認し、
【14】その額を⑫欄に記入してください。

【15】年間所得見込額（⑪欄）と非課税相当所得限度額（⑫欄）を比較して、⑪欄のほうが低ければ支給対象となります。

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ)	【収入】 年間収入 見込額	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額	【非課税相当 所得限度額】 非課税相当 所得限度額
	氏 名		給与所得 控除額	事業収入等 の経費	公的年金等 控除		
1		⑥	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
2							
3							
4	〇〇 〇〇	【8】 円 1,680,000	【9】 円 0	【10】 円 800,000	【11】 円 0	【12】 円 880,000	【14】 円 929,000
5	記入例②（所得で申請）					【15】 円	

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額（⑥欄）の額を転記してください。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

年間収入見込額（⑥欄）のうち給与収入分	給与所得控除額（⑧欄）
0円 ～ 550,000円	給与収入分の全額
550,001円 ～ 1,625,000円	550,000円
1,625,001円 ～ 1,800,000円	給与収入分 × 0.4 － 100,000円
1,800,001円 ～ 3,600,000円	給与収入分 × 0.3 ＋ 80,000円
3,600,001円 ～ 6,600,000円	給与収入分 × 0.2 ＋ 440,000円

⑨「事業収入等の経費」

①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。

②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

年齢	年間収入見込額（⑥欄）のうち年金収入分	公的年金等控除（⑩欄）
65歳未満の方	0円 ～ 600,000円	年金収入分の全額
	600,001円 ～ 1,300,000円	600,000円
	1,300,001円 ～ 4,100,000円	年金収入分 × 0.25 ＋ 275,000円
	4,100,001円 ～ 7,700,000円	年金収入分 × 0.15 ＋ 685,000円
65歳以上の方	0円 ～ 1,100,000円	年金収入分の全額
	1,100,001円 ～ 3,300,000円	1,100,000円
	3,300,001円 ～ 4,100,000円	年金収入分 × 0.25 ＋ 275,000円
	4,100,001円 ～ 7,700,000円	年金収入分 × 0.15 ＋ 685,000円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額 ＝ ⑥年間収入見込額 － （ ⑧給与所得控除額 ＋ ⑨事業収入等の経費 ＋ ⑩公的年金等控除 ）

⑫「非課税所得限度額」には、表面の①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、表面の①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は「同一生計配偶者（所得金額48万円以下の者）」「扶養親族（16歳未満の者も含む）」の合計人数です。

（早見表） 扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	420,000円
配偶者又は扶養親族（計1名）を 扶養している場合	929,000円
配偶者又は扶養親族（計2名）を 扶養している場合	1,249,000円
配偶者又は扶養親族（計3名）を 扶養している場合	1,569,000円
配偶者又は扶養親族（計4名）を 扶養している場合	1,889,000円
障害者、未成年者、寡婦、 ひとり親の場合	1,350,000円

【13】

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用